

基本理念5

一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営

- 業務効率化による経常経費の抑制、事務事業評価による効率的な予算配分などを通じて、将来への投資が可能な財政基盤を維持するとともに、適正な予算・人員編成に基づいて、課題解決に向け効果的な政策を迅速かつ着実に立案・実行し、具体的な成果を上げます。
- 分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる創造性豊かな人材を育成します。
- 政策や事務事業の成果は、暮らしの質や市民満足度の向上など、金銭的な価値では測れない効果も含めて的確に評価を行い、さらなる効果を得られるよう改善を進めの仕組みを構築し、評価結果を生かした進行管理による行政経営を行います。
- 市民や事業者とのコミュニケーションや協働※の取り組みを活発に進められる体制を構築し、市民サービスの新たな担い手となる多様な主体を育成するとともに、市民の主体的な活動に委ねるべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、新しい形の「公共」の形成を進めます。

政策目標

政策目標15	社会の変化に対応できる行政経営	(企画)
政策目標16	それぞれが持つ力を最大限に發揮する行政経営	(総務)
政策目標17	ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営	(財務)
政策目標18	公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る	(会計)
政策目標19	住民の意思を行政に反映させる	(選挙)
政策目標20	行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する	(監査)

基本理念5に関する現状・課題・方向性

●自主性や自立性の向上

平成12(2000)年のいわゆる「地方分権一括法」の施行以来、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にするとともに、地方公共団体の自主性や自立性を高めることにより、地方公共団体が自らの判断と責任で行政を運営することをさらに推進します。

●権限移譲に伴う確実な税財源移譲

茅ヶ崎市は、平成15(2003)年4月に特例市へ移行し、権限移譲を進めていますが、権限移譲に伴う財政上の措置などに不十分な点があるとして、全国市長会などを通して継続的に税財源の移譲を国へ要望しています。今後も権限移譲に伴う確実な税財源移譲を求めます。

●行政改革

少子高齢化の進展による就労人口の減少や高齢者の増加による扶助費の増加など構造的な財源不足を生じる可能性があります。第1次・第2次行政改革大綱に基づく実施事項により、12年間で約90億円の効果額を上げています。平成20(2008)年度に第3次行政改革大綱を策定しており、引き続き行政改革に取り組みます。

●ニーズに合致した市民サービス

茅ヶ崎市は神奈川県内の他の市と比較すると、少ない職員数で効率的な行政運営を行っています。第3次定員適正化計画では、市民ニーズの多様性やさまざまな社会制度の改正などによって生じる新たな事務への対応を行った結果、目標数値を達成することはできませんでした。

今後、さらに進展すると予想される市民ニーズの多様性や社会制度の改正などに備えるため、市民との協働、効果的な事務遂行、民間活力の導入などを踏まえた第4次定員適正化計画を策定し、適材適所の配置と職員育成により職員の能力を最大限に発揮させ、市民ニーズに合致した市民サービスを提供します。

●明確な目標に基づく政策展開

平成15(2003)年度に導入した事務事業評価を業務棚卸評価とし、予算と連動しながら進行管理を行っています。厳しい財政見通しと目前に迫った超高齢社会を踏まえ、明確な目標に基づく戦略的でスピード感のある政策を展開(政策の選択と集中、PDCA※マネジメント)し、確実な成果を示すことが求められています。成果指標などを明確に位置付けます。

●政策形成能力の向上

市民ニーズは複雑・多様化しており、それに的確に対応できる職員が求められています。求める人材像を明確にし、積極的に採用活動を行うことにより多様な人材を確保するとともに、適正な人事評価を実施し、人事給与制度と連携することで職員のモチベーションアップを図ります。また、時代の変化に敏感に対応できる職員を育成するため、研修制度を充実させ、課題発見能力や企画力のアップを図り、政策形成能力を向上します。

●地域の力を發揮できる仕組みづくり

全国各地で、地域課題やニーズに対応する住民自らの活動が広まりつつあり、活動の参加者にとっては自分の価値観を見出す場となっています。市民活動団体ガイドブックに登録されている団体は年々増加し264団体(平成22(2010)年度)となり、活発な活動がされています。一人一人の力を生かし、地域の力を發揮できる仕組みづくりを進めます。

●団体の自立的活動の応援

市民の行う公益的な活動を支援するための「市民活動げんき基金助成」を平成17(2005)年度から実施し、平成22(2010)年度までに延べ12事業に助成金を交付しました。今後も各団体の自立的活動を応援します。

●提案型協働事業の実施

市民活動団体の特性を生かす新たな市民サービスを担う手法として、平成19(2007)年度から協働推進事業※を実施してきました。平成22(2010)年度には12事業に取り組みました。

●新しい公共の形成

新しい公共の形成には、地域組織や市民活動団体など協働※する主体との対等なパートナーシップの構築、団体の事業実施能力の向上や人材育成、活動を進化させ持続させるための人・資金・信頼の獲得などが重要です。新しい公共の形成に向け、地域の主体的なまちづくり活動の支援を担える職員を育成するとともに、市民サービスを提供しようとする多様な主体に対し支援します。

●歳出抑制と財源確保

滞納額の縮減、徴収率の向上により歳入を確保し、定員適正化や事務経費の削減により歳出を抑制し、不用な市有財産の売却や市有財産の広告媒体としての活用などで、財源確保に努めます。また、環境に配慮した庁舎などの管理を率先して実施します。

政策目標15

社会の変化に対応できる行政経営

(企画)

目指すべき将来像

- 市民ニーズや時代の変化に迅速に対応した市民サービスが提供されている
- 各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供されている
- 目標が明確に示され、成果指標によるPDCA※サイクルに基づく改善が行われている
- 経営的視点に立った改善により、無駄のない組織・人員による執行体制がとられている
- 組織の使命や責任が明確になっている
- 国・県・他の自治体との連携が強化され、市民サービスの充実が進んでいる
- 時間、場所などに制約されない利便性の高い市民サービスが行われている



施策目標

施策目標53	市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする
施策目標54	先を見据えた政策を実現する
施策目標55	国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
施策目標56	情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
施策目標57	公共施設の再編整備と適切な維持管理を進める

序
章

第1章

第2章

第3章

基本理念1
ひとづくり基本理念2
地域づくり基本理念3
暮らしづくり基本理念4
まちづくり基本理念5
行政経営

指標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

地方分権の進展により、地方公共団体は、自らの判断と責任で社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、安定した市民サービスを提供し、新たな社会的課題に具体的な成果を上げることが求められています。

市民生活に最も近い基礎的自治体として、より多くの事務を行うことが市民サービスの向上につながることから、今後も権限移譲を進めます。

また、市単独で対応するよりも近隣市町と共同して取り組んだ方が効率的と判断される事務は、広域連携での対応を進めます。

明確な目標に基づく政策の選択と集中により政策や事務事業を効率的に実施します。また、具体的な施策・事業を立案し実行する過程で、行政評価と予算・人員編成などを連動させたPDCA※マネジメントサイクルによる改善を通して、まちづくりのためのさまざまな政策・施策を着実に行い、暮らしの質や市民満足度の向上を図ります。

指標1

「茅ヶ崎市に住み続けたい」と思う市民の割合

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
64.0%(平成21年度)	68.0%	73.0%

〔目標設定の考え方〕
市政に対する満足度を測ります。
平成19年度実施のアンケートでは、ずっと住み続けたいが58.2%でした。また、平成21年度実施のアンケートでは、64.0%に上がっています。今後は、総合計画基本構想を着実に実行することにより、年1.0%増加することを目指しました。

指標2

行政サービスへの満足度

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
26.2%(平成21年度)	29.2%	31.7%

〔目標設定の考え方〕
市民の行政サービスへの満足度により、業務の執行状況を図ります。
市民アンケートにより、市民が茅ヶ崎市の行政サービスをどう評価しているかを判断し、改善します。
平成21年度に実施したアンケート調査の結果に基づき、市民が茅ヶ崎市の行政サービスをどう評価しているかを判断するのですが、年0.5%増加することを目指しました。



指標3

ホームページアクセス件数

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
1,560,000件(平成22年度)	1,716,000件	1,872,000件

〔目標設定の考え方〕
CMS※導入によるホームページを平成22年1月に公開しました。公開後のアクセス件数により、市民への情報提供がでできているかを測ります。
CMS※導入による効果等を考慮し、平成22年度の実績見込みを基準に年2%増加を目標としました。

※CMS:Contents Management Systemの略。
文書や画像などを統合的に管理して更新、配信などを処理するシステム。

指標4

広域連携に向けて取り組んだ課題の件数

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
12件(平成22年度)	32件	52件

〔目標設定の考え方〕
藤沢市・寒川町との共通の課題解決や事業化に向けた調査研究など、平成22年度に設立した湘南広域都市行政協議会の事務研究部会で取り組んだ課題件数の累積を測ります。
年4件程度の新規課題を発掘し、着手することを目標としました。



施策目標53

市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする

現 状

- ◇市の公式ホームページを通して市政にかかわるさまざまな情報を発信しています。「市長のページ」では、市長の動向、交際費などの情報を公開し、より開かれた市政運営に努めています。「市民のみなさまへ」では、市政に係る市長の考え方などを直接伝えています。
- ◇市民のみさんが市役所からの情報を得るうえで、広報紙の利用は、平成22(2010)年度の市政アンケートでも80.6%と高く、高齢化が進む現在、依然として重要な媒体と考えています。
- ◇インターネットの人口普及率は、市の公式ホームページを開設した平成11(1999)年に21.4%(総務省通信利用動向調査)であったものが、平成21(2009)年には78.0%と増加しています。

施策のねらい

(1) 市長・副市長の執務環境の整備

市政運営の中心である市長と市長を補佐する副市長が、市政運営に必要な情報を的確につかみ、タイムリーかつ正確に市民や職員に発信する環境を整備し、市長・副市長の執務環境を整えます。

(2) 市民との情報共有

わかりやすい表現の広報紙、統一感のあるホームページなど広報媒体を工夫し、さまざまな広報媒体の活用により、市民に情報を提供し、情報の共有化を図ります。



施策目標54

先を見据えた政策を実現する

現 状

- ◇新たな行政経営の核となる仕組みとして、平成13(2001)年度から行政評価制度の研究を開始しました。平成15(2003)年度に制度を構築し、事務事業評価の導入により、マネジメントサイクルの基礎が確立され、新しい行政経営の考え方や意識が職員に浸透してきました。平成17(2005)年度からは業務棚卸評価を主体的に進め、組織が事務事業を管理していく仕組みとして、予算との連動を図るなど、評価の定着が図られつつあります。
- ◇茅ヶ崎市の組織は、市民ニーズの多様化、高度化する市民ニーズへの的確な対応を図り、所属内における職務の分担を流動化し、弾力的かつ機動的な組織とするために、平成5(1993)年度から段階的に担当制を導入し、平成10(1998)年度の係制の完全廃止時に大きく変ぼうを遂げました。その後も地方分権社会の拡大、経済情勢などに応じて積極的に対応できる弾力的な組織の見直しを図ってきました。
- ◇限りある行政資源のなかで、質の高い市民サービスの確立を図るため、積極的に行政改革を進めてきました。第1次行政改革では「市民と行政の新しいパートナーシップによるスリムな行政運営」を目指して取り組み、47億1544万円の効果額を得ています。第2次の行政改革では「市民と行政が協働※するスリムな行政運営」を目指して取り組み、28億5973万円の効果額を得ています。平成20(2008)年度に新たに第3次行政改革大綱を策定し、「多様な主体による質の高い行政経営」を目指し、現在取り組みを進めています。



施策のねらい

(1) 戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開

市全体の経営方針や重点施策、行財政改革などの具体的な方向性を示すとともに、厳しい財政状況を認識したうえで、各組織が使命、ビジョンを明確にし、目標の設定や政策・事務事業の優先順位付けを行い、目的指向、成果指向の市政運営を推進します。

(2) 総合計画の確実な進行管理

政策や施策の推進にあたっては行政評価を活用し、組織としての使命の明確化、外部環境や内部環境などの現状の分析、目的や方針の設定、定量的な目標の設定などを行うことで、組織としての戦略形成や的確な改善を行うとともに、評価の客観性、公平性、透明性を高めるため、行政外部の主体による外部評価を導入します。

(3) 変化に対応した行政経営

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、さらに複雑・多様化する市民ニーズに対応できるよう組織の機動性を高めるとともに、市民や事業者との連携を図ります。

(4) 行政改革の実施

効率的・効果的な行政運営を推進するため、行政自らが行うべき事柄を明確にした上で、民間委託の推進、職員の定数・給与の適正化、効率的な組織の構築、事務事業の見直しなどを積極的に推進し、行政改革に取り組みます。



施策目標55

国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる

現 状

- ◇昭和37(1962)年4月に藤沢市・寒川町と湘南広域都市行政協議会を組織し、広域行政を進めています。これまで、養護老人ホーム「湘風園」の設置や図書館・スポーツ施設などの施設の共同利用をはじめ、市民生活の利便性向上や2市1町に共通する課題の解決に努めています。協議会運営基礎の強化を図るため、平成22(2010)年4月に「地方自治法」に基づく法定協議会を設立しました。
- ◇平成13(2001)年2月には、平塚市と平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会を組織し、広域連携を開始しました。相模川や湘南海岸の活用、公共施設の相互利用、市民交流などを推進しています。
- ◇平成19(2007)年4月に「地方分権改革推進法」が施行され、今後さらに、国と地方公共団体は分担すべき役割を明確にし、自主性、自立性を一層高めなければならない状況にあります。
- ◇平成15(2003)年4月に特例市の指定を受け、環境行政、都市計画・建設行政、産業・経済行政の事務権限の移譲を受けました。また、神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」を活用して、市が行うことで市民の利便性が向上する事項48項目の事務権限の移譲を受けています。
- ◇国・県のインフラ整備事業の早期整備を要望するとともに、事業に協力し整備が進んでいます。

施策のねらい

(1) 他の自治体との連携による課題解決と市民サービス向上

防災や交通網の整備、環境問題など、単一自治体だけでは解決が難しい課題に対応するため、他の自治体との連携を強化し、一体となった取り組みにより解決を図り、市民サービスの向上に努めます。

(2) 国や県との連携による事業の円滑な推進

国や県と連携を図ることにより、事業の円滑な推進を目指します。また、国や県の事業に伴う地域住民との調整を行います。

(3) 権限移譲の促進

自立的・主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、事務の簡素化やスピードアップによる市民サービスの向上など、市民が最も身近な行政機関で総合的な市民サービスを利用できるようになります。そのため、県からの事務権限移譲の受け入れを進めます。

施策目標56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる

現 状

- ◇施設予約は、インターネットや市内33施設に設置してある公共端末、携帯電話を利用して予約申し込みなどを行うことができます。(平成22(2010)年9月現在)
- ◇電子申請・届出システムのサービス提供を行っています。平成21(2009)年度は18種類の手続きについて提供しました。平成17(2005)年度から平成22(2010)年度までの利用件数は7123件です。(平成22(2010)年10月現在)
- ◇ちがさきメール配信サービスにより「防災」、「防犯」、「職員採用試験情報」、「市税納期限」、「イベント情報」、「ごみ出しメール」など12種類を提供しています。
- ◇情報通信技術(ICT)の今まで以上の活用により、市民サービスと地域力の向上を図ることを目的として、平成21(2009)年3月に「誰もが簡単に情報にふれる」、「誰もがICTを暮らしにいかす」、「誰もがICTを通じて人とつながる」を柱とした、「ちがさき情報化プラン」を策定し、また、平成22(2010)年3月には「茅ヶ崎市情報システム最適化計画」を策定しました。

施策のねらい

(1) 情報の一元的かつ総合的な提供

行政情報の安全性を確保しながら、各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供することにより、質の高い市民サービスを実現します。

(2) 時間、場所などに制約されない市民サービスの提供

インターネットなどを活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サービスや市政への市民参加の機会の拡大を進めます。

(3) 情報通信技術の活用

情報セキュリティ対策を実施したうえで、情報通信技術の活用により市民サービスの向上を図ります。

(4) 情報による地域力※の向上

市民、企業、大学などとの協働※や優れた情報発信と防災対策、産業振興などにより、行政を含めた地域力※の向上を図ります。

施策目標57

公共施設の再編整備と適切な維持管理を進める**現 状**

- ◇茅ヶ崎市の公共施設(公共建築物に限る。)の総床面積のうち約53%が昭和56年以前の「建築基準法」による旧構造基準により建設され、築29年以上を経過している建物であり、これら多くの公共施設が耐震性や設備の老朽化の課題を抱えています。
- ◇公共施設(公共建築物に限る。)の計画的かつ効果的な再整備を行うことが今後10年間の緊急課題であることから、平成23(2011)年2月に「公共施設整備・再編計画(改訂版)」を策定し、計画に基づき事業を推進しています。

施策のねらい**(1) 戰略的かつ経営的視点に立った公共施設の再編整備**

老朽化し、耐震性などに課題のある公共施設については、戦略的かつ経営的視点に立って、再整備を行います。

(2) 資産の有効活用

公共施設の再編整備にあたっては、廃止した施設の跡地と小規模な市有地の売却や貸し付けを行うとともに、再編整備で生まれた余剰スペースの有効活用を図ります。

(3) 公共施設の適切な維持管理と長寿命化

公共施設の維持管理にあたっては、活用状況やライフサイクルコストを明らかにし、最適な対策を行うとともに、中長期の保全計画により計画的な維持管理を行い、財政負担の平準化を図りながら施設の長寿命化を行います。

基本理念1
ひとづくり基本理念2
地域づくり基本理念3
暮らしづくり基本理念4
まちづくり基本理念5
行政経営

政策目標16

それが持つ力を最大限に發揮する行政経営 [総務]

目指すべき将来像

- 市民参加が進み、市民がまちづくりの主役となっている
- 市民によって多くの公共的な役割が主体的に担われている
- 職員一人一人の能力が生かされ、組織としても個人としても大いに発揮されている
- 行政文書や各種資料が適正に管理され、市政に関する情報がわかりやすく提供されている
- 新たな課題に的確に対応する施策展開を支える例規が整備されている



施策目標

施策目標58	市民と行政が協力して自治の進展を図る
施策目標59	職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
施策目標60	市が保有する情報を総括的に管理する
施策目標61	戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
施策目標62	自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
施策目標63	北部の行政拠点を充実する

指標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

超高齢社会の到来、経済状況の悪化などを受けた厳しい財政見通しや、多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働※のほか民間企業の知恵を生かした連携により市民サービスを安定的に提供する新しい公共の形成を図ることが望まれています。

茅ヶ崎市に登録されている市民活動団体は年々増加し264団体(平成22(2010)年度)となり、活発に活動しています。市民団体の活動を支援し活性化する「市民活動げんき基金助成」や市民活動団体の特性を生かして新たな市民サービスを担う手法として協働推進事業を実施しています。今後も各団体の自立的活動を応援します。

時代の変化に敏感に対応できる職員、市民ニーズに的確に対応し、市民と協働できる職員の育成が必要不可欠です。

市民参加をさらに進めながら、分権社会における自治体経営の担い手となる人材の育成を支援するとともに、市民と行政が情報を共有し、それぞれが持つ力をまちづくりに十分に發揮できる体制を構築します。

指標1

業務連携・協力する民間非営利組織等の数

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
143団体(平成21年度)	170団体	220団体

〔目標設定の考え方〕

事業における民間非営利組織などとの協力状況を測ります。

公共サービスの供給主体の多様化の観点から市の業務に関してNPO法人や市民活動団体などとの委託などに基づく事業を推進します。協働事業の展開を通して団体を育成するなどにより、平成18年度に94団体、平成21年度143団体(延べ数)であった連携・協力団体数について協働意識の浸透に応じて1.5倍増を目指しました。

表. 業務連携・協力する民間非営利組織等の数

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
—	94団体	97団体	118団体	143団体



指標2

「窓口サービスが迅速・的確に処理されている」と思う市民の割合

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
26.9%(平成21年度)	30.0%	35.0%

〔目標設定の考え方〕
市民に対して迅速で的確な窓口サービスが行われているかを測ります。
市民満足度調査の結果では、明確に意思表示された46.7%のうち「たいへん満足」と「まあ満足」を合わせると6割弱の人が満足していることになりますが、「たいへん不満」と「やや不満」を合わせると全体の19.8%の方が不満と感じています。今後は、今まで以上に接遇態度や業務知識を向上することにより、「たいへん満足」と「まあ満足」を合わせた26.9%を基準値として、市民に対して迅速で的確な窓口サービスが行われていると思われる方の割合を35.0%以上に引き上げます。

表. 迅速かつ的確な窓口サービス

調査数	たいへん満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	たいへん不満	無回答
1,246人	22人	313人	571人	200人	46人	94人
100.0%	1.8%	25.1%	45.8%	16.1%	3.7%	7.5%

(平成21年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査より)



施策目標58 市民と行政が協力して自治の進展を図る

現 状

- ◇平成15(2003)年10月に施行した「市民参加推進のための基本方針」に基づき、審議会等会議開催時間の配慮、ボランティアの配備、乳幼児の一時預かりの実施など、市民参加の環境整備を行ってきました。また、平成19(2007)年11月に市ホームページに市民参加情報カレンダーを導入し、会議の開催などの情報を発信しています。
- ◇審議会などの委員全体に占める公募委員の割合は、平成17(2005)年度以降12~16%で推移しております。
- ◇平成15(2003)年度導入と県内で2番目に早く導入した、パブリックコメントにおける1件当たりの意見提出件数の全体平均をみると、平成20(2008)年度は77.4件、平成21(2009)年度が143.1件で、他市と比較して多くなっています。
- ◇平成14(2002)年4月に、市民活動の総合的な支援の拠点施設として、市民活動サポートセンターを設置し、活動場所や情報の提供、相談などを行っています。年間の利用者数は、平成14(2002)年度は1万3636人でしたが、年々増加し、平成21(2009)年度は2万9841人となっています。また、市民活動団体のデータベースとしてのガイドブックの掲載団体数も平成14(2002)年度の143団体から平成22(2010)年度は264団体に増加しています。
- ◇市民活動を財政的に支援し、活性化させていくため、平成17(2005)年度から、市民活動げんき基金を原資として、市民活動団体が行う公益的な事業に対し助成を行っています(6年間で延べ64事業)。申請団体数が減少してきたことから、平成20(2008)年度に助成回数と限度額の改善を行いました。
- ◇市民活動団体の特性を生かして、きめ細かい市民サービスを提供するため、平成19(2007)年度から協働推進事業※を実施しています。平成22(2010)年度には、行政が課題を設定して企画案を募集する行政提案型が4事業、課題自体を市民活動団体が設定する市民提案型が8事業、合わせて12事業を実施しました。
- ◇地域での市民活動の拠点として、平成16(2004)年4月に鶴嶺東コミュニティセンターを開館し、市内12の区域のうち、8区域に地域集会施設を整備しました。残りの区域のうち、鶴嶺西地区に平成23(2011)年4月開設予定で建設を開始しました。
- ◇自治会の加入率は、平成11(1999)年4月時点の84.9%から平成22(2010)年4月の80.5%と少しずつ減少傾向にあります。

施策のねらい

(1) 多様な形態による市民サービスの提供

行政から提供されるだけでなく、市民や市民活動団体、NPOなどの多様な主体から、協働※をはじめとしたさまざまな形態により提供される市民サービスによって、まちづくりが進められる仕組みを構築します。

(2) 市民主体の活動の環境づくりと人材育成

公共の新たな担い手として、自立した市民が主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、その活動と活動のリーダーとなる人材の育成を支援します。



施策目標59

職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる

現 状

- ◇人員配置については、平成18(2006)年度から3年ごとであった意向調査を毎年実施することとし、平成19(2007)年度から各課の「求める人材シート」をインターネットに掲載するなど、適材適所の人員配置に向けた取り組みを実施しています。
- ◇平成16(2004)年3月に人材育成基本方針を策定し、人事評価システムの導入に基づく人事給与制度の見直し、採用試験制度の見直し、効果的な人事異動の実施や職員研修の充実などに取り組み、職員の意識改革と資質・能力の向上を図っています。
- ◇人事評価システムは、平成16(2004)年10月から医療職を除く担当課長※以上の職員を対象に試行を実施し、平成17(2005)年度から行政職給料表(1)適用職員の主幹※級以下、行政職給料表(2)適用職員と医療職の職員を対象に試行を実施しました。医療職を除く担当課長以上の職員については、平成19(2007)年度から業績評価の結果を勤勉手当に、能力・意欲態度評価の結果を昇給に反映させています。
- ◇採用試験改革を行い、試験実施方法を専門的知識より面接に重点をおいた人物重視の方法に改めるとともに、積極的に採用情報のPRに努めた結果、職員採用試験(4月採用の事務職)の競争率は、平成21(2009)年4月実施では31.5倍、平成22(2010)年4月実施では38.4倍と、いずれも採用人員の30倍を上回る受験者がありました。
- ◇複雑多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民と協働※できる職員育成が必要不可欠です。そのため、階層別の研修のほかに、その時代に合った特別研修(例:コーチング、クレーム応対能力向上など)を充実させるなど、常に新しい視点で職員の育成に努めています。
- ◇時代の変化に敏感に対応できる職員を育成するため、課題発見能力や企画力、そしてそれらをベースとした政策形成能力の向上を図っています。また、職場研修を充実させ、日常的に職員の能力開発、情報の共有化を図るとともに、他の自治体職員と切磋琢磨すべく、外部研修機関への派遣研修を積極的に実施しています。
- ◇定員の適正化については、円滑な行政運営が図られる適性な職員配置を行うため、第4次定員適正化計画を平成22(2010)年3月に策定しました。中間年度の平成24(2012)年度に、総合計画や行政改革の進捗状況、社会経済情勢の変化により見直しを行うこととし、平成26(2014)年4月1日現在には、平成21(2009)年4月1日現在の職員数1867人(教育長を含む。)の1.93%である36人を削除するという目標に取り組んでいます。

施策のねらい

(1) 適材適所の職員配置

積極的に職員採用活動を行い、多様で有用な人材を確保するとともに、職員の意向調査などを踏まえ、専門性や実績に配慮した適材適所の職員配置を行い、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応した行政経営を行います。

(2) 適正な実績評価

人事評価システムを透明性、公平性、公正性、納得性を軸に実施し、個々の職員の実績を適正に評価することにより、職員の意欲・知識・技術の向上を図り、職員一人一人の能力を高めるとともに、各職員が持つ能力が最大に発揮される仕組みとして総合的な人事給与制度を確立します。

(3) 人材育成

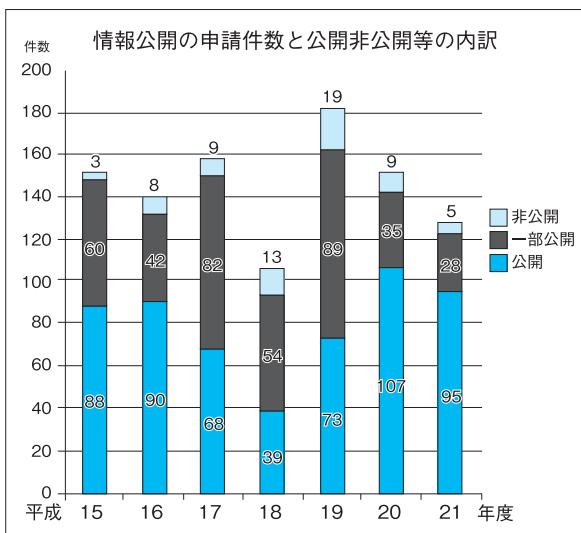
さまざまな行政課題に対応するため企画力・政策形成能力の向上を図る諸研修を実施するとともに、職員の能力・意識・技術の向上を図る諸研修を充実することで、分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成します。



施策目標60 市が保有する情報を総括的に管理する

現 状

- ◇情報公開請求件数は、平成15(2003)年以降毎年150件程度です。
- ◇平成20(2008)年度に「市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」を制定し、市が策定する重要かつ基本的な計画や条例などの概要(構想段階・中間段階の案)や進捗状況を公表しています。
- ◇さまざまな媒体を活用し、市民の関心が高い情報を積極的に提供するよう努めています。
- ◇市政情報コーナーでは、自由に閲覧できるよう約750冊の市政に関する資料を用意しています。
- ◇年4回の定例会の招集や議案書などの調製を行うとともに、議会が円滑に運営されるよう、各部局と連絡調整を図っています。
- ◇国勢調査に代表される国の基幹統計調査や、人口統計調査を確実に実施するとともに、調査結果など統計情報を提供しています。



施策のねらい

(1) 情報の適正管理と公開

行政文書をはじめ市が保有する情報を適正に管理し、市民に対し市政に関する情報をわかりやすく提供します。

(2) 円滑な議会運営事務の展開

議会の招集・議案書等の調製など、円滑な議会運営のための行政側の事務を行います。

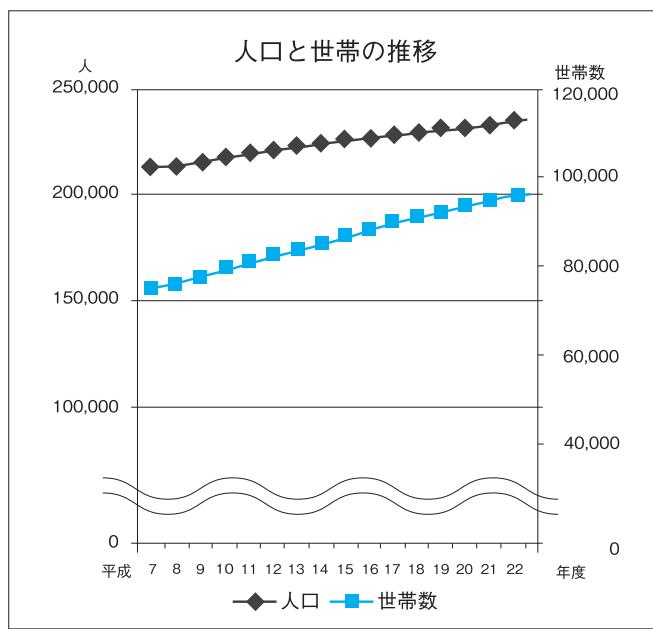
(3) 統計調査の実施と提供

各種統計調査を実施し、統計情報を提供します。

施策目標61

戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う**現 状**

- ◇住民票や印鑑登録証明書などの発行は、これまで市役所市民課と小出支所の2か所で取り扱っていました。生活様式や市民ニーズの多様化などで、一層の市民サービス向上が求められてきたため、平成4(1992)年1月に小和田市民窓口センターを、同年6月には茅ヶ崎駅前市民窓口センター、さらに香川市民窓口センターほか2館を整備し、市民ニーズに応えていきます。
- ◇平成17(2005)年3月から、転入・転出などの届け出が集中する3月下旬から4月上旬の土・日曜日に住民異動届、戸籍届、印鑑登録申請、外国人登録申請・証明の発行などを受け付けています。さらに、平成21(2009)年7月から、第2・第4土曜日の午前中も同様の事務の取扱いを開始し、市民の利便性の向上と窓口業務の平準化を図りました。
- ◇平成18(2006)年10月から戸籍の電算化で戸籍情報の一元化を図り、証明交付時間がこれまでの約5分から約1分に、戸籍作成時間を8日から5日に短縮するなど、市民サービスの向上と事務の効率化を図りました。
- ◇人口と世帯はこの10年間増加傾向(人口で約7%、世帯数で約17%増)にあります。

**施策のねらい****(1) 戸籍簿と住民基本台帳の適正な整備と事務処理の迅速性・正確性のさらなる向上**

行政事務の基本情報である戸籍簿と住民基本台帳の整備を適正に行うとともに、事務処理の迅速性と正確性を向上させます。

施策目標62

自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する

現 状

◇条例などの公布などの状況は、次のとおりです。

平成19(2007)年度 制定22件 改正113件 廃止6件 合計141件

平成20(2008)年度 制定9件 改正96件 廃止3件 合計108件

平成21(2009)年度 制定6件 改正81件 廃止0件 合計87件

◇平成19(2007)年度からの3年間に新たに制定した主な条例としては、「茅ヶ崎市自治基本条例」、「茅ヶ崎市景観条例」があります。

◇平成22(2010)年4月1日現在の茅ヶ崎市の条例などの制定状況は、総数511件であり、その内訳は、次のとおりです。

条例 183件

規則 253件 市長209件 議会及びその他の執行機関44件

訓令等 75件 市長33件 議会及びその他の執行機関42件

施策のねらい

(1) 市民に有益な政策や施策を支える例規の整備

現行法制度を遵守する中で、市民に有益な政策や施策を展開するために、それを支える例規の整備を行います。

序
章第
1
章第
2
章第
3
章基本理念1
ひとづくり基本理念2
地域づくり基本理念3
暮らしづくり基本理念4
まちづくり基本理念5
行政経営

施策目標63 北部の行政拠点を充実する

現 状

- ◇オンラインシステムの進展により、小出地域以外の市民にも小出支所を利用していただけるよう業務の充実を図りました。平成14(2002)年度の取扱業務は125項目でしたが、業務を拡大し、平成21(2009)年度は213項目を取り扱っています。
- ◇小出地区自治会連合会と連携し、地区防災会議や小出地区防災訓練などに参加しています。
- ◇小出地区自治会連合会や地域市民団体との連絡と協調を行っています。

施策のねらい

(1) 北部の行政拠点としての小出支所の充実

高齢社会に対応するため、身近なところで市民サービスを受けられる環境づくりの推進として、小出支所が北部の行政拠点となって取扱業務項目の拡大など取扱事務を充実します。

(2) 小出支所を活用した多様な施策展開

地域の団体活動への協力と支援を行い、防災活動・地域福祉活動など小出支所を地域の活動拠点とした多様な施策を展開します。



政策目標17

ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

〔財務〕

目指すべき将来像

- 中長期的な視野に立った、計画的な財政運営が行われている
- 財政状況が市民にわかりやすく公表され、市の財政運営が市民に理解されている
- 市民が納付しやすい体制が整い、高い徴収率が確保されている
- 市民から信頼される、市民税の課税が行われている
- 市民から信頼される、固定資産税の課税が行われている
- 財産管理や契約行為が透明性・公正性・公平性を確保している



施策目標

施策目標64	政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
施策目標65	徴収率を向上させる
施策目標66	市民税の公平・適正な課税を行う
施策目標67	固定資産税の公平・適正な課税を行う
施策目標68	財産を適正に管理する
施策目標69	効率的で公正に入札・契約を執行する

序

章

第1章

第2章

第3章

基本理念1
ひとづくり基本理念2
地域づくり基本理念3
暮らしづくり基本理念4
まちづくり基本理念5
行政経営

指標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

中期の見通しでは、低迷する経済の行方が不透明なことから、確保できる財源が大幅に変動することが予想され、長期的には、少子高齢化による就労人口の減少などによる、構造的な財源不足を生じる可能性があります。

このような環境の中で、将来への投資が可能な財政基盤を維持するため、限られた資源を有効に活用するとともに、市税徴収率の向上を図り安定した歳入を確保します。

また、平成21(2009)年度は経常収支比率が96.1%となり、財政の硬直化が進んでいます。そのため、今後は経常経費の抑制を図るとともに基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字に努め、効率的かつ適正な予算編成を行い、ゆるぎない基盤を持ち続ける体制を構築します。

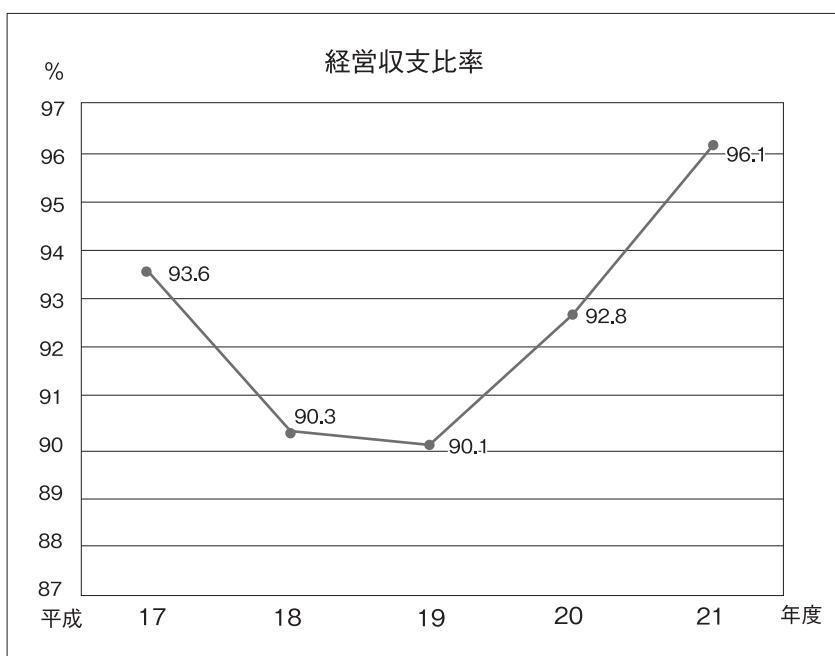
指標1

経常収支比率

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
96.1%(平成21年度)	95.8%	95.5%
〔目標設定の考え方〕		
財政の弾力性を示す指標で、経常的収入に対して、どれだけ経常的支出が占めているかを測ります。 平成16年度の経常収支比率は93.9%、平成21年度は96.1%でした。総合計画期間中の財政の将来見通しでは、扶助費、繰出金の増など、経常収支比率を押し上げることが想定されます。今後も経常経費の縮減や自主財源の充実を図り、5年間で0.3%減少させ、10年間で0.6%減少させることを目標とします。		

表. 経常収支比率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
93.6%	90.3%	90.1%	92.8%	96.1%



指標2

財政健全化判断比率

(実質赤字比率※1 連結実質赤字比率※2 実質公債費比率※3 将来負担比率※4)

	基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
実質赤字比率	黒字(平成21年度)	黒字	黒字
連結実質赤字比率	黒字(平成21年度)	黒字	黒字
実質公債費比率	4.1%(平成21年度)	4.1%	4.1%
将来負担比率	16.3%(平成21年度)	16.3%	16.3%

〔目標設定の考え方〕
財政状況が健全であるかを測ります。
平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算から財政健全化判断比率を公表しています。平成21年度については、実質赤字比率および連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率および将来負担比率は早期健全化基準を大幅に下回る健全段階でした。計画終期まで現状を維持することを目指します。

※1 実質赤字比率：一般会計などの赤字状況を表す比率。一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額を準財政規模(地方公共団体の経常的一般財源の規模)で除したもの。(早期健全化基準(平成21年度)：赤字11.49%、財政再生基準：赤字20.00%)

※2 連結実質赤字比率：すべての会計の黒字・赤字を合算した状況を表す比率。地方公共団体全体の不足額を標準財政規模で除したもの。(早期健全化基準(平成21年度)：赤字16.49%、財政再生基準(平成21年度)：40.00%)

※3 実質公債費比率：公債費などの財政負担の程度を表す比率。義務的に支出しなければならない公債費などの経費を標準財政規模を基準とした額(標準財政規模から元利償還金などを除いた額)で除したものの3カ年の平均値。(早期健全化基準：25.0%、財政再生基準：35.0%)

※4 将来負担比率：借入金など将来負担すべき負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表す比率。将来負担しなければならない実質的な負債にあたる額を標準財政規模を基準とした額(標準財政規模から元利償還金などを除いた額)で除したもの。(早期健全化基準：350.0%)

表. 財政健全化判断比率

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実質赤字比率	-	-	黒字	黒字	黒字
連結実質赤字比率	-	-	黒字	黒字	黒字
実質公債費比率	11.9%	11.7%	4.7%	4.6%	4.1%
将来負担比率	-	-	25.3%	18.1%	16.3%

*実質公債費比率については、平成19年度より都市計画税が特定財源として公債費充当一般財源等額に充当可能となったため、数値が大きく変わっています。



指標3

市税徴収率

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
92.8%(平成21年度)	94.0%	95.0%

〔目標設定の考え方〕
市税が、どれくらい徴収されているかを測ります。
平成16年度の市税徴収率は92.5%、平成21年度は92.8%でした。
市税収入を取り巻く環境は厳しいものが予想されますが、納付しやすい環境の整備、効果的な滞納整理の強化を図ることにより、現年度および過年度の滞納額を縮減し、毎年0.2%ずつ市税徴収率を増加させることを目指します。

表. 市税徴収率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
92.8%	93.2%	93.4%	93.3%	92.8%



施策目標64

政策の実現を支える健全な財政運営を維持する

現 状

- ◇中期の見通しでは、低迷する経済の行方が不透明なことから、確保できる財源が大幅に変動することが予測され、長期的には、少子高齢化による就労人口の減少などによる構造的な財源不足を生じる可能性があります。
- ◇歳出においては、高齢化の進展や経済状況の悪化などにより、社会保障関係経費の伸びが見込まれ、道路など社会資本整備に充てる財源の確保が困難となることが予測されます。
- ◇市税の中で、個人住民税は45%以上を占めており、不景気となり給与の削減やリストラなどによる給与所得が減少すると、税収にも影響が出ます。一方、固定資産税・都市計画税は、市税収入の45%以上を占め、安定的な財源として見込めます。
- ◇昭和51(1976)年度一般会計歳出は125億円でしたが、平成22(2010)年度当初予算は614億円に達し、30年間で約4.9倍に拡大しました。
- ◇平成21(2009)年度決算に基づいて、財政状況が健全であるかを測る健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も早期健全化基準をクリアし、良化傾向にあります。
- ◇景気の低迷による個人所得の減少と企業収益の悪化や社会保障費の増額などにより、平成22(2010)年度においては、平成16(2004)年度以来6年ぶりに地方交付税の交付の適用を受けることになりました。
- ◇平成21(2009)年度普通会計決算では、財政力指数※は1.07と1を超え、財政力の強い団体と言えますが、経常収支比率は96.1%となり、財政は硬直化している状況にあります。

施策のねらい

(1) 安定した財源確保

10年間の財政推計のもと、安定した財源を確保し、計画的な財政運営を行います。

(2) 事業評価に基づく効率的な予算配分

事業評価の手法を用いて、常に事業を見直し無駄のない効率的な予算配分を行います。

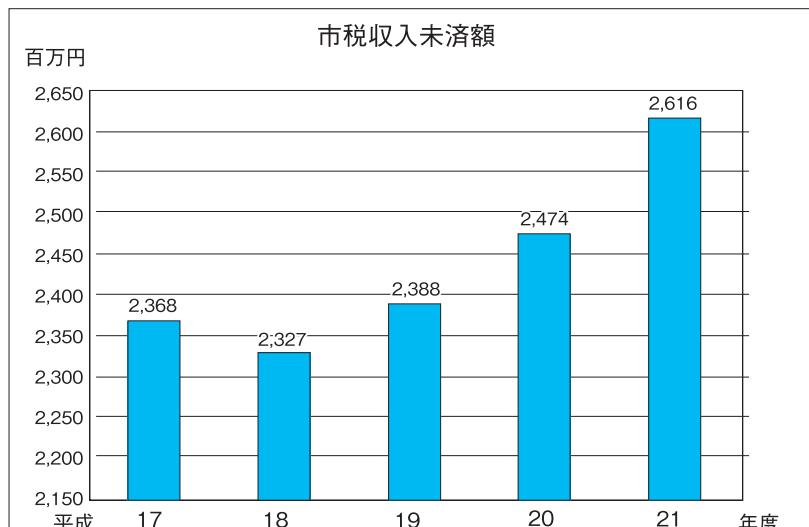
(3) 財務情報の透明化

積極的に財務情報を公開し、透明化を図るとともに、市民にわかりやすく説明します。

施策目標65 徴収率を向上させる

現 状

- ◇経済情勢や少子高齢化などで、市税収入を取り巻く環境は厳しいものとなっています。
- ◇市税徴収率は、平成16(2004)年度は92.54%で、平成21(2009)年度は92.84%となっています。
- ◇滞納額は、平成16(2004)年度は約23億9000万円で、平成21(2009)年度は約26億2000万円となっています。
- ◇納付方法については、口座振替、郵便振替、コンビニ収納業務などの納付環境の整備を行っています。



施策のねらい

(1) 納付しやすい環境づくり

市民ニーズに対応するため、多様な機関(コンビニエンスストア、銀行など)との連携のほかにインターネットなどの活用でサービス提供を図り、納付しやすい環境を整えます。

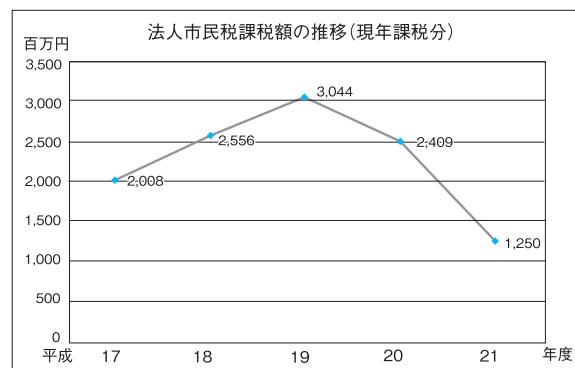
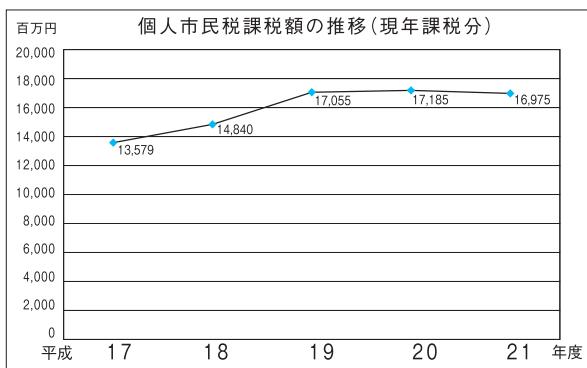
(2) 滞納額の縮減

現年度課税分は、新規滞納者に対する電話催告を民間委託する「納税推進センター」事業で早期に滞納額の縮減を行います。過年度滞納繰越分は、効果的な滞納整理の強化を図り、滞納額を縮減します。

施策目標66 市民税の公平・適正な課税を行う

現 状

- ◇市民税は、個人・法人いずれもその所得に基づき課税されるため、そのときの経済情勢に大きく左右されます。
- ◇市民税決算調定額(現年)は、平成20(2008)年度は約195億円ですが、平成21(2009)年度は約182億円となっています。
- ◇経済情勢の変化や少子高齢化の進行などで、今後、市民税収入を取り巻く環境は増々厳しくなることが予想されます。



施策のねらい

(1) 課税対象の正確な把握

課税対象となる個人、法人を正確に把握し、公平で適正な課税を行います。

(2) 市民税に対する理解の向上

公平・適正な課税を行うとともに、納税者への分かりやすい説明を行うことで、市民税に対する理解を深め、安心して納税できる環境づくりを進めます。

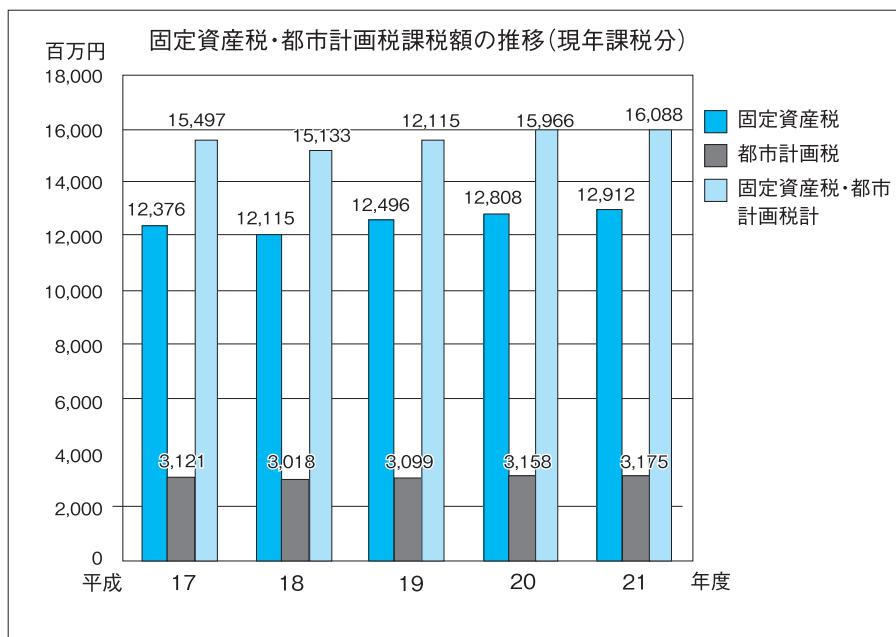
(3) 効率的な課税事務の遂行

電子化された課税情報のデータ通信において、国(所得税)との連携を進め、効率的な課税事務を行います。

施策目標67 固定資産税の公平・適正な課税を行う

現 状

- ◇経済情勢の悪化で固定資産税収入を取り巻く環境は厳しいものとなっています。
- ◇固定資産の価格と税額算出が複雑なため、納税者の固定資産税に対する理解が得られにくくなっています。平成18(2006)年度評価替え時は、固定資産評価審査委員会への審査申し出はありませんでしたが、平成21(2009)年度評価替え時には、6人から審査申出書が提出されています。
- ◇土地については、3年に1度の全筆調査などで現況把握を行っていますが、縦覧・閲覧後に地目の変更などの申し出があります。また、家屋についても滅失漏れなどの申し出があります。



施策のねらい

(1) 課税対象の正確な把握

現地調査・実地調査を強化し、土地、家屋、償却資産を正確に把握し、公平で適正な課税を行います。

(2) 固定資産税に対する理解の向上

公平・適正な課税を行うとともに、納税者への分かりやすい説明を行うことで、固定資産税に対する理解を深め、安心して納税できる環境づくりを進めます。

施策目標68 財産を適正に管理する

現 状

- ◇茅ヶ崎市環境マネジメントシステムに基づき、庁舎管理と車両管理の業務において光熱水費などの使用量を平成18(2006)年度から平成17(2005)年度比2%削減することに取り組んでいます。
- ◇市有財産の有効活用を図るため、市有財産を媒体とした広告事業を行い財源に充てるとともに、活用予定のない市有地の売却、貸し付け、交換を進めています。

施策のねらい

(1) 財産運用の費用軽減と環境への配慮

市が所有する財産の運用について維持管理経費を軽減するとともに、環境に配慮した庁舎管理・車両管理を行います。

(2) 財産の有効活用と適正な取得・売却

市が所有する財産を有効に活用するとともに、財産を適正に取得し、また活用予定のない財産を売却することにより財源を確保し、行財政の効率化を図ります。



施策目標69 効率的で公正に入札・契約を執行する

現 状

- ◇茅ヶ崎市の契約は、契約案件の規模や地域性を考慮し、指名競争入札を主体に締結してきました。
- ◇厳しい経済情勢の中で、安価で、品質の良い優良な公共調達を実現するため、より効率的で透明性・公正性・公平性を担保できる制度に向け改善を行っています。
- ◇平成18(2006)年度から電子入札を導入し、競争入札のうち平成21(2009)年度の物品購入は69.9%、工事などは100%を電子入札で執行し、透明性の確保や事務の効率化を図っています。
- ◇入札方式は、工事などの案件について平成18(2006)年度から工事希望型指名競争入札を導入しました。平成20(2008)年度からは、これまで設計金額が1億5000万円以上としていた一般競争入札の範囲を段階的に拡大し、平成22(2010)年度は300万円以上に拡大しました。物品購入などでは平成21(2009)年度から意向確認型指名競争入札を導入するとともに、これまで予定価格が1億5000万円以上としていた一般競争入札の範囲を平成22(2010)年度は5000万円以上に拡大し、競争性や透明性の確保に努めています。

施策のねらい

(1) 透明性・公正性・公平性・競争性を確保した入札・契約の執行

適正な価格で優良なものやサービスなどを調達するため、透明性・公正性・公平性・競争性を確保し、価格だけでなく品質も考慮できる制度の改善と入札・契約事務を効率的に実施します。

(2) 優良な公共調達

品質確保の観点から、契約から納品までの執行管理を適切に行い、優良な公共調達を実現します。

政策目標18

公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る

〔会計〕

指標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

指標1

資金運用実績額

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
1,714千円 (平成21年度)	2,000千円	2,000千円

〔目標設定の考え方〕
資金運用の実施額を測ります。
市の財政状況により各年度の資金運用額に大きな変動があります。
経済情勢などの影響を受けますが、平成21年度実績額程度の資金運用額を目指します。

表. 資金運用実績額

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
245,523円	1,633,051円	9,697,759円	11,727,651円	1,714,669円

現状

- ◇厳しい経済情勢の中、金融市場の動向などを見極めながら公金を適正に管理するとともに、安全かつ有利に運用しています。
- ◇「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政の健全化が求められるとともに、地方財政への関心が高まっています。

施策のねらい

(1) 適正な公金の管理

支出負担行為、支出命令などの審査と執行を行うほか、公金の管理を適正に行います。

序

章

第1章

第2章

第3章

基本理念1
ひとづくり基本理念2
地域づくり基本理念3
暮らしづくり基本理念4
まちづくり基本理念5
行政経営

政策目標19

住民の意思を行政に反映させる

(選挙)

指標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

指標1

投票率(①衆議院選挙②参議院選挙③市長選挙④市議会議員
⑤県知事選挙⑥県議会議員)

	基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
①衆議院選挙	69.24%(平成21年度)	69.8%	70.3%
②参議院選挙	55.20%(平成22年度)	56.2%	57.2%
③市長選挙	49.04%(平成19年度)	51.0%	52.1%
④市議会議員	49.06%(平成19年度)	51.0%	52.1%
⑤県知事選挙	44.51%(平成19年度)	46.0%	47.6%
⑥県議会議員	44.46%(平成19年度)	46.0%	47.7%

〔目標設定の考え方〕

住民の意思表示の状況を測ります。

各選挙において投票することが重要であることを啓発するとともに、期日前投票について周知し、投票率の向上を図ります。

10年間で各選挙の投票率を、40%台のものは3.0%、50%台のものは2.0%、60%台のものは1.0%向上させることを目標としました。

現状

◇平成22(2010)年執行の参議院議員選挙における20代の投票率は30%台半ばで、平均投票率55.20%に比べ20%以上も低く、若者の選挙離れが進んでいます。これは全国的傾向であり、若年層の投票率向上の重要性が増しています。若者の選挙に対する関心を高めるため、大学生との啓発事業や中学生の啓発標語募集を行っています。

◇期日前投票制度の定着により、直近の選挙での期日前投票者数は全投票者の約17%、1万7000人を超えるまでになっています。

◇各種選挙の投票・開票事務従事者への研修やマニュアルの整備を行い、選挙の適正な執行に努めています。

◇高齢者の増加に伴い、適宜、投票所の増設や投票区の見直しをしています。平成22(2010)年7月に期日前投票所の増設、投票区の区域変更を行い、有権者の利便を図りました。

施策のねらい

(1) 適正な選挙事務などの執行

各種選挙や直接請求などに関する事務を適正に行うことを通して、行政に対する住民の思いを反映します。

政策目標20

行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し
確保する

〔監査〕

指標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

指標1

定期監査の指摘事項の件数

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
54件(平成21年度)	0件	0件

〔目標設定の考え方〕
行政執行の適法性・効率性・妥当性を測ります。
定期監査において、監査委員の指摘を受けた課かいが、改善を行うことにより、適切な行政執行を目指し、指摘件数を0件にすることを目標としました。

表.定期監査の指摘事項の件数

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
13件	21件	21件	87件	54件

※18年度から定期監査の実施サイクルを3年から2年としています。したがって、平成17年度の監査対象課か
いは、23課かいであるのに対し、18年度は39課かいと対象件数も増加しています。

※20年度から公表の記載方法を変更しているため、件数のとらえ方が19年度までと異なります。(件数のとら
え方:平成19年度までは、指摘を受けた課数を、20年度からは指摘を受けた項目数を件数として記載してい
ます。)

現状

- ◇監査業務向上のため、平成18(2006)年度から定期監査の実施サイクルを従前の3年サイクルから2年に1回と改め、監査内容の充実に努めています。同様に学校監査も小、中31校を2年に1回実施することとしています。
- ◇財務監査に加え、平成6(1994)年度から行政監査を隔年で実施しています。これまでに、補助金、旅費、行政財産目的外使用、食糧費、報償費、収納金保管状況や施設管理状況について実施しています。
- ◇例月出納検査、決算審査、財政健全化に係る指標の審査、指定管理者監査、財政援助団体監査、工事監査のほか、住民監査請求監査など幅広く監査を実施し、行政の事務、事業における適法性、効率性と妥当性の確保、保障を目指しています。

施策のねらい

(1) 監査業務のさらなる充実と向上

的確な監査の実施を主眼として、監査業務の研修などへの取り組みをさらに充実し、統一した監査方針の確立と監査技術の向上、平準化に努めます。

(2) 市民に信頼される監査の実施

行政運営において適正で効率的な事務執行が不可欠であり、それを維持、確保し保障するため引き続き公平・公正な立場で監査を行い、結果を公表するとともに、透明で市民に信頼される監査を目指します。

(3) 行政事務の執行における内部統制の徹底

行政事務、事業の執行過程の審査で法令、条例などに則しているか確認、指導に努め、コンプライアンスの徹底と事務改善を図ります。

